

災害に強いまちをめざして



1月8日に行われた消防出初式の分列行進

本市では、東日本大震災などを教訓として、「鳥取市地域防災計画」の見直しを進めています。この計画は、市や消防などの関係機関と市民が力を合わせ、平常時の災害に対する備えや、災害発生時における適切な対応を定め、地震や風水害など大規模災害時の被害の防止や、軽減、復旧など、市民の生命、身体、財産を災害から守ることを目的として策定するものです。

問い合わせ先

本庁舎危機管理課 TEL 0857-20-3127
FAX 0857-20-3040 MAIL kikikani@city.tottori.jp

役割分担と連携体制を整備

「鳥取市地域防災計画」は、市、関係機関および関係事業者などで構成する鳥取市防災会議が策定する計画であり、

昭和18年9月10日に発生した「鳥取大地震」の被災経験を教訓にして、昭和38年に定められました。

以来、自然災害の発生状況や、市の組織体制の見直しなどに応じて適宜修正してきましたが、阪神・淡路大震災の発生を契機に平成8年3月に全面改訂を行いました。

その後も、国、鳥取県などの計画の見直し、社会情勢や都市環境の変化に対応するた

め、その都度見直しを行い、平成18年度には、平成16年の市町村合併により設置された総合支所と本庁の役割分担や、連携体制の整備などを中心に見直しを行っています。

東日本大震災などを教訓に

本計画における地震被害想定は、「鳥取県地域防災計画（平成22年度修正）・震災対策編」に掲載されている、鹿野・吉岡断層の活動によるマグニチュード7.2の地震の被害を想定しています。また、津波被害については、今年度、鳥取県津波対策検討委員会で検討されている結果を反映することとしています。

この度の見直しにあたり、昨年3月11日に発生した東日本大震災で、津波が甚大な被害をもたらしたことを踏まえた、津波による被害を防止するための「津波災害対策計画」や、鳥根原発や人形峠環境技術センターで異常などが発生した場合の本市への影響に対応するための「原子力災害対策計画」を新設することとします。

また、第9次鳥取市総合計画の基本構想に示されたまちづくりの目標の一つである「笑顔があふれ心やすらぐまちづくり」を基本理念に、災害に強いまちづくりを目標とします。

この目標を実現するための方策として、防災拠点としての機能を備えた庁舎の整備を始めとした「防災都市づくりの推進（ハード面からの対応）」、「災害時に即応できる防災体制の整備（ソフト面からの対応）」、「市民の協力による防災体制の推進」の3点を基本にしながら見直しを行うこととしています。

鳥取市地域防災計画（案）

修正概要

※写真は防災訓練の様子

災害教訓などを踏まえた総合的な見直し

東日本大震災の津波被害と、鳥取県が行う津波浸水予測などを踏まえ、津波災害対策計画の内容を充実させます。

また、平成22年末からの豪雪被害を教訓とした雪害対策なども盛り込みます。



災害復旧・復興などの体制充実

東日本大震災などの教訓を踏まえた計画の見直しを図ります。

自治体相互の災害時応援協定などによる支援体制を強化します。

災害発生時に優先される市の業務について定めた業務継続計画（BCP）を策定します。

災害ボランティアの受入体制を整備します。



防災基盤整備による体制の見直し

災害対策本部となる庁舎の耐震化や代替施設の確保、防災関連設備の整備を行います。

災害時に各地から寄せられる大量の救援物資を集積し、市内の避難所などに供給するための拠点整備や、緊急輸送路の整備、災害の種別などに合った避難所の見直し、情報伝達体制の整備を行います。



原子力防災情報の収集・伝達系統整備

島根原子力発電所や人形峠環境技術センターで異常などが発生した場合の情報収集と住民などへの情報伝達系統を整備します。

原子力施設の異常などで懸念される、様々な風評被害を未然に防ぐための正確な情報発信を行います。



行政と地域が連携した防災体制の強化

災害発生直後の避難などの中心的役割を担う、自主防災組織の体制整備、地域が取り組む災害時要援護者支援体制の拡充を図ります。

企業などの技術・資機材を活かした、災害時応援協定に基づく応急対策を強化します。



災害対策本部体制などの見直し

市の機構改革や効果的な災害対応のための災害対策本部体制を見直します。

防災情報に関する諸制度の変更や、防災関連資料の見直し、更新をします。



被災地支援派遣職員の声を反映します！

本市では、東日本大震災被災地の支援活動として、昨年3月13日から11月3日までの間、190人の職員を被災地へ派遣しました。



郡山市の避難所で健康相談

「人を大切にするまち」をめざす本市において、この派遣職員の声も、今後の防災対策に活用して

いくとともに、現在見直しを行っている鳥取市地域防災計画に反映させるよう検討しています。



石巻市の避難所で炊き出し

派遣先での主な活動業務

- ・被災者と生活を共にしての避難所運営
- ・石巻市役所および郡山市役所で、仮設住宅の受付など窓口業務の行政支援
- ・保健師による健康相談・家庭訪問などの住民対応
- ・建築士による福島県庁での応急仮設住宅の建設支援など

ご意見を募集します！

提出方法 様式は問いません。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで問い合わせ先まで。

提出期限 2月8日（水）

資料公開 本・駅南庁舎、各総合支所、市ホームページなど。

※詳しくは、市報1月号16ページをご覧ください。